

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>保険医療機関及び保険医療養担当規則（受給資格の確認）</p> <p>第三条 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提出する被保険者証によつて療養の給付を受ける資格があることを確めなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて被保険者証を提出することができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。</p> <p>茅ヶ崎市病院事業の管理等に関する規則第4条</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>医師法</p> <p>第19条 診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会つた医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求があつた場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>第20条 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>茅ヶ崎市病院事業の財務に関する特例を定める規則 (企業出納員等)</p> <p>第2条 病院事業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため、企業出納員及び現金取扱員を置く。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ 医師法</p> <p>第 2 4 条 医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。</p> <p>2 前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その医師において、5 年間これを保存しなければならない。</p> <p>・ 医療法施行規則第 2 0 条等 1</p> <p>0 診療に関する諸記録は、過去二年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、入院患者及び外来患者の数を明らかにする帳簿並びに入院診療計画書とする。</p> <p>・ 保険医療機関及び保険医療養担当規則</p> <p>(診療録の記載及び整備)</p> <p>第八条 保険医療機関は、第二十二条の規定による診療録に療養の給付の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。</p> <p>(帳簿等の保存)</p> <p>第九条 保険医療機関は、療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から三年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあつては、その完結の日から五年間とする。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市個人情報保護条例 (利用及び提供の制限) 第9条 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、取扱目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を取扱目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。</p> <p>(2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき又は本人に提供するとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。</p> <p>・個人情報保護法（第三者提供の制限） 第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。</p> <p>一 法令に基づく場合</p> <p>二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>・民事訴訟法第226条 書証の申出は、第219条の規定にかかわらず、文書の所持者にその文書の送付を囑託することを申し立ててすることができる。ただし、当事者が法令により文書の正本又は謄本の交付を求めることができる場合は、この限りでない</p> <p>・弁護士法第23条の2 1. 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があった場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。</p> <p>2. 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	医療法施行令第四条の八

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（厚生労働省）・茅ヶ崎市情報セキュリティ指針・茅ヶ崎市立病院情報セキュリティ基準

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令 (平成十六年十二月二十日) (厚生労働省令第百七十一号)

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）附則第2条第2項の規定（平成15年3月28日閣議決定）</p> <p>第3 診療報酬体系 3 具体的な方向</p> <p>（2）医療機関のコスト等の適切な反映</p> <p>① 疾病の特性等に応じた評価</p> <p>急性期入院医療については、平成15年度より特定機能病院について包括評価を実施する。また、その影響を検証しつつ、出来高払いとの適切な組合せの下に、疾病の特性及び重症度を反映した包括評価の実施に向けて検討を進める。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・医療法 第五節 医療従事者の確保等に関する施策等</p> <p>第三十条の十九 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>・医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について（通知）医政発第1228001号</p>

法的 実施根拠	あり
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>○茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例 (使用料及び手数料) 第4条 病院を利用する者は、使用料又は手数料を納付しなければならない。 2 使用料は、別表第1の左欄に掲げる種別に応じ同表の右欄に掲げる額とし、手数料は、別表第2の左欄に掲げる種別に応じ同表の右欄に掲げる額とする。</p> <p>○地方公務員災害補償法 ○労働者災害補償保険法 ○健康保険法</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	茅ヶ崎市病院事業の管理等に関する規則第6条

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師法 <p>第24条 医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。</p> <p>2 前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その医師において、5年間これを保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法の施行規則第20条等 <p>10 診療に関する諸記録は、過去二年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、入院患者及び外来患者の数を明らかにする帳簿並びに入院診療計画書とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医療機関及び保険医療養担当規則 <p>(診療録の記載及び整備)</p> <p>第八条 保険医療機関は、第二十二条の規定による診療録に療養の給付の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。</p> <p>(帳簿等の保存)</p> <p>第九条 保険医療機関は、療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から三年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあつては、その完結の日から五年間とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>がん登録等の推進に関する法律</p> <p>第二条 4 この法律において「院内がん登録」とは、がん医療の提供を行う病院において、そのがん医療の状況を適確に把握するため、当該病院において診療が行われたがんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、及び保存することをいう。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・健康保険法 保険医療機関又は保険薬局の責務)</p> <p>3 保険医療機関のうち医療法第四条の二に規定する特定機能病院その他の病院であって厚生労働省令で定めるものは、患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介することその他の保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として厚生労働省令で定める措置を講ずるものとする。</p> <p>・保険医療機関及び保険医療養担当規則 (一部負担金等の受領)</p> <p>第五条</p> <p>3 保険医療機関のうち、医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第七条第二項第五号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が二百未満であるものを除く。）及び同法第四条の二第一項に規定する特定機能病院であるものは、法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>一 患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介すること。</p> <p>(転医及び対診)</p> <p>第十六条 保険医は、患者の疾病又は負傷が自己の専門外にわたるものであるとき、又はその診療について疑義があるときは、他の保険医療機関へ転医させ、又は他の保険医の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(診療に関する照会)</p> <p>第十六条の二 保険医は、その診療した患者の疾病又は負傷に関し、他の保険医療機関又は保険医から照会があつた場合には、これに適切に対応しなければならない。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・健康保険法 保険医療機関又は保険薬局の責務)</p> <p>3 保険医療機関のうち医療法第四条の二に規定する特定機能病院その他の病院であって厚生労働省令で定めるものは、患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介することその他の保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として厚生労働省令で定める措置を講ずるものとする。</p> <p>・保険医療機関及び保険医療養担当規則 (一部負担金等の受領)</p> <p>第五条</p> <p>3 保険医療機関のうち、医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第七条第二項第五号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が二百未満であるものを除く。）及び同法第四条の二第一項に規定する特定機能病院であるものは、法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>一 患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介すること。</p> <p>(転医及び対診)</p> <p>第十六条 保険医は、患者の疾病又は負傷が自己の専門外にわたるものであるとき、又はその診療について疑義があるときは、他の保険医療機関へ転医させ、又は他の保険医の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(診療に関する照会)</p> <p>第十六条の二 保険医は、その診療した患者の疾病又は負傷に関し、他の保険医療機関又は保険医から照会があつた場合には、これに適切に対応しなければならない。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>○茅ヶ崎市病院事業の財務に関する特例を定める規則 (企業出納員等)</p> <p>第2条 病院事業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため、企業出納員及び現金取扱員を置く。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険法第76条 <p>1. 保険者は、療養の給付に関する費用を保険医療機関又は保険薬局に支払うものとし、保険医療機関又は保険薬局が療養の給付に関し保険者に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し被保険者が当該保険医療機関又は保険薬局に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。</p> <p>2. 前項の療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、算定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医療機関及び保険医療養担当規則 (適正な手続の確保) <p>第二条の三 保険医療機関は、その担当する療養の給付に関し、厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長に対する申請、届出等に係る手続及び療養の給付に関する費用の請求に係る手続を適正に行わなければならない。</p> <p>2 保険医療機関が担当する療養の給付は、被保険者及び被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者である患者（以下単に「患者」という。）の療養上妥当適切なものでなければならない。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>○茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例 (使用料及び手数料) 第4条 病院を利用する者は、使用料又は手数料を納付しなければならない。</p>